

策定日 令和 4年2月25日

変更日 令和 6年2月16日

山形県信用保証協会 一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和6年6月30日までの2年3か月間

2. 内容

目標1：子育て目的休暇及び男性職員の育児休業の取得促進を図る。

<対策>

- 令和4年12月までに育児休暇関係の諸制度を整理し、パンフレットを作成する。
- 令和4年度中に社内メール等により職員に周知を図る。
- 管理職に対し、配偶者の出産に関する情報を把握後、速やかに総務部へ情報提供するよう周知徹底し、育児休暇対象職員に対しては、個別に育児休暇制度の説明を行い、周知・啓発に努める。
- 子育て目的（介護、入学式・卒業式・参観日などの行事出席等）のための休暇が取得しやすい環境づくりのため、随時所属長が取得を促す声掛けを行う。

目標2：年間6日以上を目標として、年次有給休暇の取得促進のための取り組みを行う。

<対策>

- 年次有給休暇取得に係る目標について、年度当初に全職員に対して周知を行う。
- 各部署において所属長は部下に取得を促すとともに、年次有給休暇予定表を作成するなどにより休暇取得意識の醸成を図り、計画的に休暇を取得しやすい環境づくりを行う。
- 取得状況について、課内で定期的に進捗管理を行う。

目標3：ノー残業デーを実施し、所定外労働時間削減に努める。

<対策>

- ノー残業デー当日に、社内メールで周知を行う。
- 総務部および各部署において、所定外労働時間を定期的に把握する。

目標4：職員がより働きやすい職場となるよう、環境の整備に努める。

<対策>

- 所定外労働の免除及び所定労働時間の短縮措置に関する規則の適用対象について、現行の「3歳に満たない子を養育する職員」から「小学校就学前の子を養育する職員」へ拡大する。
- 年度初めに「生き生き職場づくりイクボス宣言」及び「生き生き職場づくり宣言」を行い、ワーク・ライフ・バランスの意識醸成を図る。